

令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号。以下「規則」という。）及び令和7年度愛媛県脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業実施要領（以下「実施要領」という。）に定めるものほか、この要綱の定めるところにより、県内の中小企業者等に対し、CO₂排出量の削減や再生可能エネルギーの創出・貯蔵（蓄電）につながる設備投資について、予算の範囲内で令和7年度脱炭素型ビジネススタイル転換促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、エネルギー使用量とCO₂排出量の同時削減や賃上げ原資の確保を図るとともに、脱炭素型ビジネススタイルへの転換を促進する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「省エネルギー設備」とは、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第2条第1項に規定するエネルギーを効率的に使用する設備をいう。
- (2) 「創エネルギー設備」とは、再生可能エネルギー発電設備など、CO₂を排出せずにエネルギーを創り出す設備をいう。
- (3) 「蓄エネルギー設備」とは、蓄電設備をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業、補助要件、補助対象経費、補助率、補助上限額及び事業費総額は、別表のとおりとする。

(補助金交付対象者)

第4条 補助金の交付対象者は、実施要領第6条に基づき知事が決定した候補事業を実施する者とする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）を別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金交付申請をするにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税相当額を補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは必要な条件を付して補助金の交付を決定し、当該申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第7条 前条に規定する通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第2号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の額の変更（ただし、交付決定額の変更を伴わない20パーセント以内の経費の配分の変更は除く。）
- (2) 補助事業の内容の変更（ただし、補助金の交付の目的に変更をもたらすものでない軽微な変更は除く。）
- (3) 補助事業の全部若しくは一部の中止又は廃止

2 知事は、前項に規定する変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適當と認めるときは必要な条件を付して承認し、補助事業者に通知するものとする。

(遅延等の報告)

第8条 補助事業者は、補助事業を予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに事故報告書（様式第3号）を知事に提出し、その指示に従わなければならない。

(実績報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた年度の1月15日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第4号）に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査を行い、適當と認められるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第11条 補助事業者は、前条に規定する補助金の額の確定通知を受けたときは、速やかに支払請求書（様式第5号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による請求書を受理したときは、補助金を支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第12条 知事は、第7条第1項第3号に規定する申請があったとき又は次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 法令、規則又は本交付要綱に基づく知事の処分又は指示に違反した場合
- (2) 補助金を他の用途に使用した場合

- (3) 不正の手段によって補助金の交付を受けた場合
- (4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、交付決定後に生じた事情により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- (6) 補助事業者（その役員を含む。）が、愛媛県暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員等に該当することとなった場合

2 前項の規定は、第 10 条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用する。

3 知事は、第 1 項に規定する取消しをしたときは、速やかに補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第 13 条 知事は、前条第 1 項に規定する取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の返還を命ずる場合は、前条第 1 項第 5 号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期限に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の補助金の返還期限は、当該命令がなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（取得財産の管理等）

第 14 条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について取得財産等管理台帳・取得財産等明細表（様式第 6 号）を備え、管理するとともに、第 9 条に規定する実績報告書に添付して提出するものとする。

（取得財産の処分の制限）

第 15 条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価 50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。

2 規則第 22 条第 2 項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められた耐用年数に相当する期間とする。

3 補助事業者は、前項に規定する期間において、処分を制限された取得財産等を処分（補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄することをいう。）しようとするときは、あらかじめ財産処分承認申請書（様式第 7 号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

4 知事は、前項の承認に係る財産を処分したことにより補助事業者に収入があったと認めたときは、補助事業者に対して、その収入に相当する額の全部又は一部を県に納付させことがある。

(補助金の経理等)

第 16 条 補助事業者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後 5 年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(補助事業終了後の報告義務)

第 17 条 知事は、補助事業者における CO₂ 排出量の削減状況を把握するため、補助事業者に対して、補助事業年度の翌年度から 5 年間、補助事業を実施した事業所における年間 CO₂ 排出量の報告を求めることができる。

2 補助事業者は、知事が前項の報告を求めた場合は、これに協力しなければならない。

(事例公表への協力義務)

第 18 条 知事は、県内事業者の脱炭素化に向けた取組みを促進するため、他の事業者の参考となる案件について、事例公表することとし、補助事業者に対して、取組内容やデータ等の提供を要請することができる。

2 補助事業者は、知事が前項の要請をした場合は、これに協力しなければならない。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 12 月 24 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 9 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付決定された補助金について、この要綱の規定は、同日後においても、なお、その効力を有する。

別表（補助対象事業等）

A 補助対象事業	工場・事業所等の脱炭素化・ゼロエネルギー化に資する次の設備投資
	<p>(A-1) 省エネルギー設備 <設備例> ボイラ、空調システム、コンプレッサ、照明設備（LED 照明）、エコキュート、冷凍・冷蔵設備、省 CO₂ 型換気設備、エネルギー・マネジメントシステム 等</p> <p>(A-2) 創エネルギー設備・蓄エネルギー設備 <設備例> 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）及び蓄電設備 <u>※(A-2)のみでの設置は対象外</u></p>
B 補助要件	<p>【共通事項】</p> <p>(B-1) 県内事業所において、事業を実施すること。</p> <p>(B-2) 「省エネルギー設備」と「創エネルギー設備・蓄エネルギー設備」の設備投資を同時に行う場合、「省エネルギー設備」の補助対象経費が、100万円以上（税抜き）であること。</p> <p>【創エネルギー設備・蓄エネルギー設備】</p> <p>(B-3) 再生可能エネルギー発電設備について、当該発電設備から得たエネルギーを自ら消費する（自家消費型）ものであること。</p> <p>(B-4) 再生可能エネルギー発電設備について、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」第9条第4項に基づく固定価格買取（FIT）制度又はFeed in Premium（FIP）制度の認定を受けないこと。</p> <p>(B-5) 蓄電設備については、本事業で設置する再生可能エネルギー発電設備と同時に設置するもの、又は既に設置されている再生可能エネルギー発電設備に接続するものに限る（本事業で設置する蓄電設備の蓄電容量は、再生可能エネルギー発電設備の1日分の発電量と同等又はそれ以下とする）。</p>
C 補助対象経費	<p>(C-1) 機械設備費 (C-2) 工事費（補助対象設備の設置に必要な工事に限る） (C-3) 設計費 (C-4) その他知事が認めるもの</p>
D 補助率	補助対象経費の2分の1以内
E 補助限度額	1,000万円
F 事業費総額	補助対象経費 400万円以上（税抜き）